



パイオ発電の燃料にするため伐採される森。樹木は放射能で汚染されている＝4月下旬、國分富夫さんが福島県飯館村で撮影

フクイチ 周辺の今

11下11

原発事故被害者 國分 富夫
「相双の会」会長

被ばく規準値
緩和によって

福島原発事故（2011年3月11日）から14年が過ぎたが、「原子力緊急事態宣言」は発令されたままだ。福島県によれば、今年2月1日時点の避難者は2万4644人、うち県外避難者が1万

9673人、県内避難者4966人、避難先不明者5人という。まだこれだけの人が避難生活を余儀なくされているのだ。

避難者は減ったが事故1年後の12年5月時点の避難者は16万

「緊急事態宣言」のまま

めの汚染数値基準の恣意的な変更などによって、心理的・社会的圧力が働き、帰還を強制された結果ともいえるのではない。

遮断されていた交通網の復旧・開通状況をみれば、放射線量など

・3.5のうち8・8は放射線量が高く、原則立ち入り禁止の帰還困難区域だ。

17年9月には福島市から浪江町へ横断する国道114号線が開通したが、山間の浪江町津島地区、赤宇木地区

帰還強制の圧力

お構いなしだ。

東京→福島→仙台を

結ぶ国道6号は14年10

月、原発事故から3年

半ぶりに開通したが、

放射線量は最大17・3

μSvだった。

15年3月開通した常

磐自動車道は、常磐富

岡―浪江IC間の計14

は放射線量の最も高い所だ。

このようにいくら放

射線量が高くても、子

どもや妊婦に何の規制

もせずに開通したが、

「復興促進と住民から

の要望があるから」と

というのが理由らしい。

それでは何のための強

制避難だったのか、と言わざるを得ない。

汚染地域に捨てられ

そして、人体の被ば

くに関するひどい規制緩和である。年間1μSv以上の被ばくをさせ

てはならないという法令があるにもかかわらず、年20μSv以下であれば帰宅困難区域を解除する。

放射線量は1mあたり4万Bq（ベクレル）

以上は「放射線管理区域」に設定し、一般人

の立ち入りを禁止しなければならぬという

法令があるにもかかわらず、事故直後から子

どもを含めた一般の人々が捨てられてきた。

原発事故から14年も過ぎると、ふる里は元

に戻らない事も実感として分かっている。

避難解除は被害者の声も聴かず、加害者の思うままに進めら

れ、「帰るも自由、帰らぬも自由」という

が、帰りたいくても帰れない、帰りたいくないが

帰るほかに生きる道がない、という状態に置かれていくのである。

国民を犠牲にするな

誰がこの事態にしたのか、人生のすべて、

生きる望みまで奪われてしまった被害者は、

数え切れない。このよ

うな事故・被害は二度とあってはならない。

原発は国を滅ぼし地球を滅ぼす。国民を犠牲にする社会から脱皮しなければならぬ。